

令和8年度「京都やましろグルメライター」募集要項

やましろグルメを撮って・食べて・まちの魅力を見つけて PR する「2026 京都やましろグルメライター」を募集します。旅の行程には欠かせないグルメ情報、観光スポットについて、Instagram を通して広く情報発信し、地域消費の拡大や、観光周遊、地域の魅力向上に繋がります。

1 活動内容「やましろグルメライターとは？」

①やましろグルメを撮影する ②食べる ③近隣の観光スポットを訪れる ④あなたの Instagram でリール動画を載せて発信する

・「京やましろ食～京やましろ産食材提供店～（※1）」のグルメを実際に食べて、1ヶ月あたり2店舗以上のグルメの内容・店舗に関する記事を、あなたの Instagram アカウントに投稿してください。

・活動期間：令和8年9月～翌1月

・謝金：14万円（交通費等の取材費込み）（※2）

※1 山城産食材を食べて楽しめる飲食店等を、「京やましろ食～京やましろ産食材提供店～」として、やましろ産ごちそうさんプラットホームが認定した店舗です。

※2 所得税及び復興特別所得税を控除した金額で（一社）京都山城地域振興社（お茶の京都 DMO）からお支払いします。

2 事業の流れ

グルメライター募集期間	7月17日（金）～8月7日（金）
選考結果通知（電話またはメール）／事業概要説明会	8月下旬
グルメライター活動期間	9月～翌1月

3 応募条件

- ・年齢が20歳以上の方（R8.8.1現在）で性別は問いません。
- ・京都府内又は京都府山城地域の隣接府県（大阪府、奈良県、滋賀県又は三重県）にお住まいの方。
- ・Instagram アカウントで普段からグルメやお出かけに関する情報発信をされている方。
- ・Instagram プロアカウントの設定をされている方又は採用された場合、Instagram プロアカウント移行の設定をしていただける方。タイアップ投稿が可能な方。
- ・京都府山城地域（※3）のいずれかについて、自身の Instagram アカウントで発信した実績がある方。

※3 京都府山城地域：宇治市／城陽市／八幡市／京田辺市／木津川市／久御山町／井手町／宇治田原町／笠置町／和束町／精華町／南山城村

4 応募方法

- ・別紙「京都やましろグルメライター活動のルール」に同意の上、下記の通りメール（宛先 dmo@ochanokyoto.jp）にてご応募ください。
- ・なお、3営業日以内に返信（受付完了メール）がない場合は、お電話にてお問合せください。

・募集人員 3名程度

・メールへの記載内容 締切：令和8年8月7日（金）

- ① 件名：京都やましろグルメライターの応募 ②氏名 ③住所（市町村まで）④電話番号（連絡のつく番号）
- ⑤年齢（R8.8.1現在）⑥職業 ⑦ Instagram のアカウント ⑧自己 PR
- ⑨エリアの希望（〇〇市、〇〇町等）※ご希望にそえない場合があります。
- ⑩（一社）京都山城地域振興社（お茶の京都 DMO）による別途企画の案内可否（※4）⑪ご自身の SNS のアカウントの活動を通じて商業的提案や営業活動を行ったことの有無（ある場合は提案・営業を具体的に記入）

※4 ご応募いただいた方には別途、（一社）京都山城地域振興社（お茶の京都 DMO）からお茶の京都エリアに関する別途企画のご案内をする場合があります。

（注）「Instagram のフォロワー数」「これまでのグルメ等についての投稿内容」「写真撮影技術」を総合的に考慮し、採用者を決定します。

問合せ（京都やましろグルメライター事務局）

一般社団法人 京都山城地域振興社（お茶の京都 DMO）

（一社）京都山城地域振興社とは、京都府、山城地域12市町村が社員となり、地域と連携し戦略的な観光地域づくりを推進する組織です。
京都府宇治市宇治乙方7-1 3 京阪宇治ビル 1階 電話：0774-25-3239 メール：dmo@ochanokyoto.jp

【平日8時30分～17時15分】

主催：京都府山城広域振興局

令和8年度「京都やましろグルメライター」活動のルール

1. 活動期間

令和8年9月～翌1月

2. 活動内容

京都府山城地域内のグルメについて、1ヶ月につき2店舗以上、近隣の観光スポットと合わせてあなたのInstagramアカウントにおいて、リール動画を載せて随時投稿してください。

3. グルメの選定について

- ・「京やましろ食～京やましろ産食材提供店～」のグルメを選んでください。
- ・グルメの種類はランチ、ディナー、スイーツ、お弁当等問いません。
- ・京都府山城地域のなかから、事務局があなたの担当エリアを割り振ります。

4. 投稿のルールについて

- (1)記事の投稿は、あなた自身が管理するInstagramの公開アカウントで行ってください。
- (2)投稿する情報(動画やテキスト等)については、必ずあなたが撮影・執筆してください。
- (3)お茶の京都DMO(@kyototeacountry)とのタイアップ投稿をしてください。
- (4)投稿には、必ずリール動画を掲載してください。(30秒～90秒程度)
- (5)テキストには、①店名、観光スポット名 ②感想 ③商品名 ④住所 ⑤URL ⑥商品価格 ⑦指定のハッシュタグ(別途指示)を記載してください。
- (6)リール動画にも「2026 京都やましろグルメライターPR事業」と全編に掲載してください。
- (7)事業目的に沿うように、自信を持ってお薦めできるグルメ情報を発信してください。
- (8)写真・撮影前に、店舗側及び観光スポット管理者に撮影・投稿の了承を得た上で行ってください。
- (9)投稿された記事については、(一社)京都山城地域振興社(お茶の京都DMO)が、自身の管理するSNSアカウントにて、共有(リポスト)しますが、「5 禁止事項」に該当する内容については、例外とします。共有した内容を記事としてカウントし、謝金をお支払いします。
- (10)投稿から1年間、投稿記事を削除しないでください。

5. 禁止事項

「京都やましろグルメライター」としての自覚を持った投稿をこころがけてください。

- (1)法律、法令に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2)特定の個人・団体等を誹謗中傷する内容
- (3)政治、宗教活動を目的とする内容
- (4)著作権、商標権、肖像権等、第三者の知的所有権を侵害する内容
- (5)人種・思想・信条等の差別または差別を助長させる内容
- (6)公の秩序または善良な風俗に反する内容
- (7)虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させる内容
- (8)本人の承諾なく個人情報等を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害する内容
- (9)その他、京都府山城地域のPRに不相当と思われる内容

6. 免責事項

いかなる場合においても、(一社)京都山城地域振興社(お茶の京都DMO)は、投稿内容について、京都やましろグルメライター及び第三者が被った損害について一切の責任を負いません。

7. 著作権について

- ・投稿記事、掲載写真等の記事内容について、著作権は本人に帰属しますが、(一社)京都山城地域振興社(お茶の京都DMO)、京都府内自治体、観光協会等の観光団体が地域の魅力PR目的のために、パンフレットやWEBページ等の媒体で使用することを許諾してください。

8. 活動全般について

- ・「活動のルール」に違反する旨、事務局から指摘があった場合は、事務局の指示に従い、直ちに投稿内容や活動姿勢等を改めてください。万が一事務局の指示に応じない場合は、グルメライターの認定を取消することがあります。また、謝金支払後に、1年以内に投稿記事を削除するなど「活動のルール」に違反する行為があった場合、事務局からの指示に応じて謝金を返還いただきます。
- ・効果測定のため、活動終了後にはアンケートにご協力ください。

以上